



給与の支払いをしている事業所、個人事業主の方へ

給与支払報告書提出のお願い

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

平成31年1月から令和元年12月末までに給与の支払いをした事業所または個人事業主の方は、給与支払報告書を提出してください。課税の公平性を期すため、退職した人やパート、アルバイトの人についても提出をお願いします。

- ▶ **提出書類** 給与支払報告書(総括表) 1部
給与支払報告書(個人別明細書) 1人2部
- ▶ **提出期限** 令和2年1月31日(金)
- ▶ **提出先** 税務課、寺井・根上窓口センター
- **個人市民税・県民税は給与からの特別徴収を推進しています**

石川県内すべての市町は、原則すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。市民税・県民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様、法令で定められていますので、事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

エルタックス

eLTAXを利用した市への電子申告・納税

給与支払報告書の提出、特別徴収に関する届出、法人市民税申告、固定資産税(償却資産)申告、また今年10月からは個人住民税(特別徴収分と退職所得分)、法人市民税の納税がインターネットシステム「eLTAX」でできるようになりました。

● eLTAXのメリット

- ① 申告書を持参・郵送することなく、自宅やオフィスから手続きができます。
- ② 複数の地方自治体への申告・納税が一度に無料でできます(申告データなどは、提出先ごとに作成する必要があります)。
- ③ eLTAX用ソフトウェア(PCdesk)で、簡単に申告書などが作成できます。

➡ 詳しくは、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



マイナンバーカードおよび電子証明書の更新手続きについて

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213、FAX 58-2293)

マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があり、マイナンバーカードの有効期限が過ぎた場合、マイナンバーカードを身分証明書として使えなくなり、電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-tax等の電子申請やコンビニ交付等に使えなくなります。また、今後マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、有効な電子証明書が必要となります。更新の案内が届きましたら、更新手続きをお願いします。(有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。)

マイナンバーカード受け取りおよび電子証明書の更新の予約サイトがありますので、ぜひご利用ください。詳しくはホームページをご覧ください。



▲予約サイト

▶ 通知の同封物(水色の封筒で送付します。)

- ① 有効期限通知書、署名用電子証明書・利用者証明書
電子証明書照会書兼回答書
- ② 申請方法の説明書
- ③ 照会書兼回答書封入用封筒
- ④ 各種パンフレット



イメージ画像



社会保険料控除証明書を市から発送します

情報発信元 / 保険年金課 (☎ 58-2236)

市役所では、お支払いいただいた国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料について確定申告などで使用するための社会保険料控除証明書を1月中旬にお送りします。ご家族の分もまとめて世帯主あてに送付します。

年末調整で必要な(1月中旬まで待てない)方は、保険年金課または介護長寿課までご連絡ください。

なお、お支払いいただいた金額について、お電話にて回答しておりませんのでご了承ください。

徴収方法	対象となる金額	誰の申告に使えるか
普通徴収 (納付書や口座振替)	平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険税(料)	本人・ご家族のうち実際に支払われている方
特別徴収 (年金天引き)	平成31年2・4月、令和元年6・8・10・12月に年金から天引きされた金額	本人のみ

- ▶ **問い合わせ** 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)
介護長寿課 (☎ 58-2233、FAX 58-2292)

雪の季節になりました
除雪作業にご協力を

除雪作業をスムーズに行うためには、市民の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。一人ひとりが助けあいの心でルールとマナーを守り、冬期間を安全に快適に過ごしましょう。

問 / 土木課 (☎ 58-2250、FAX 58-2298)

市は、12月から3月末まで「能美市道路除雪対策本部」を設置します。市が除雪を行う路線の延長距離は356キロです。市職員による積雪状況のパトロール体制と、市内外の除雪業者51社による除雪体制を整え、安全・安心な生活の確保に努めます。

スムーズな除雪作業のため、次のことにご協力ください

■ **最大の障害は路上駐車です 絶対におやめください**

路上駐車があると、除雪作業が十分にできず、緊急車両などの通行にも支障をきたします。作業時間を大幅に延ばすことにもなり、皆さんの出勤時間までに除雪作業が終わらない恐れもあります。

■ **除雪作業は深夜から行います**

除雪作業は、主に交通量の少ない深夜から早朝にかけて実施します。除雪車のエンジン音や振動などでご迷惑をお掛けしますが、ご理解ください。また、降雪時間や積雪状況によっては、作業が遅れる場合があります。順次作業を行いますので、ご了承ください。

■ **除雪作業後の雪かきにご協力を**

除雪車が通った後には、玄関先や車庫の前を雪の塊でふさぐことがあります。除雪作業で出入りに寄せられた雪の塊は、ご面倒でもご家庭や地域で取り除いてくださるようご協力をお願いします。

■ **道路に雪を出すのは危険です**

個人の敷地内の雪を道路へ出すと、通行の妨げになるだけでなく、スリップなど重大事故の原因にもなりますのでおやめください。

■ **除雪車に近づかない**

除雪車は作業中、前進と後退を繰り返すため、周囲は大変危険です。絶対に近づかないでください。

■ **積雪の時期になる前に、ご自宅まわりの点検を**

道路にはみ出している木の枝や車両乗り入れのための敷鉄板なども作業の妨げになる可能性があります。自宅や所有地周辺の点検と対応をお願いします。

お出かけ前に「石川の雪みちなび」をチェック!

県内の積雪、気温情報、道路カメラの画像などが確認できます。



排雪場が一部変わりました

今冬は、より効率的な除排雪が可能となるよう、以下の5か所を排雪場とします。詳しい位置等については市のホームページをご覧ください。

- ・物見山運動公園駐車場
- ・寺井野球場駐車場
- ・泉台ソフトボール場駐車場
- ・根上武道館駐車場
- ・旧市道道林高坂線(通行止め箇所)

排雪場は、降雪が続き住宅地などで排雪が必要となった場合に開設します。開設の際はご案内しますので、それまでの利用はお控えください。



保温材を巻くなど凍結防止の対策をしましょう
水道の凍結にご注意を

問 / 上下水道課 (☎ 58-2260、FAX 58-2296)

気温がマイナス4℃以下になると水道管が凍結したり、破裂したりすることがあります。

■ **凍結防止の対策**

- ・屋外の水道管には保温材を巻く
- ・水が糸を引く程度に蛇口を開けておく(水道料金はかかります)
- ・給湯器やエアコンの室外機等の水を抜くか保温をする



■ **水道管が破裂した場合は…**

メーターボックス内にある止水栓を閉め、お近くの水道業者に修理を依頼(有料)してください。

水道業者の紹介については、業務管理センター(☎ 55-1206)へお問い合わせください。

■ **空き家の水道も確認しましょう**

空き家や長期間留守にした場合、給水装置や給湯器等の破損に気づかずに漏水が拡大し、水道料金が高額になることがあります。

事前にメーターボックス内にある止水栓を閉めておくか、長期間使用する予定がない場合は、水道休止の手続きをしてください。

家屋を新築、増築、滅失したときは届出を

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在の所有者に対して課税されます。

平成31年1月から令和元年12月末までに家屋を新築、増築、滅失された方は、税務課までご連絡ください(令和2年度の課税内容が変更になります)。職員が現地を確認しに伺います。なお、既に家屋の現地調査を終了している場合は連絡の必要はありません。



一言メモ

猫を飼うときは、室内飼育などの適正な飼育をし、ご近所に迷惑のかからないよう心がけましょう。また、野良猫のむやみな繁殖や糞害を防ぐため、無責任な餌やりはやめましょう。問 / 生活環境課

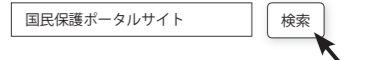
防災行政無線を用いた
情報伝達訓練を行います

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201、FAX 58-2290)

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練を行います。



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。



▶ **ご注意** 災害などにより訓練の実施が困難であると判断された場合は中止となります。

(1) **訓練実施日時(令和元年度日程)**

- 第3回 令和元年 12月4日(水) 11時
- 第4回 令和2年 2月19日(水) 11時

(2) **訓練で行う放送試験**

市内の屋外スピーカーとご家庭の戸別受信機から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

(上りチャイム音)「こちらは、能美市役所です」「これは、Jアラートのテストです」を3回放送

(下りチャイム音)

能美市のリクルート情報を
配信中!「リクのみ」のご案内

問 / 商工課 (☎ 58-2254、FAX 58-2266)

能美市では、これから就職活動を始める方向けにリクルート情報を発信するためのLINE@のアカウント「リクのみ」を開設しています。

友だち登録をしていただくと、就職説明会・面接会等の就活イベント情報や市内企業の情報など就職活動に必要な情報をお届けします。ぜひ、ご登録ください。

★友だち登録の方法★

登録方法1 右のQRコードを読み取り、友だち登録をお願いします。



登録方法2 LINEアプリ内の公式アカウントページから「能美市役所商工課」と検索して、友だち登録をお願いします。



能美市職員募集（追加募集）

問／総務課（☎ 58-2200）

令和元年度職員採用試験（令和2年4月1日採用）（追加募集）を次のとおり行います。

令和2年1月12日（日）実施

募集職種	採用予定人員	受験資格・その他
行政職（上級）	2人	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれ、大学卒業もしくは令和2年3月末までに大学卒業見込みの人
土木技術職（上級）	2人	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、土木技術を専攻して大学を卒業し、1年以上の土木技術分野の実務経験を有する人
児童厚生員（中級） （児童館・学童クラブ勤務）	2人	昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、保育士・幼稚園教諭・教員のいずれかの資格を有する人で、児童福祉施設での業務に5年以上従事した経験を有する人

※能美市もしくはその周辺に居住、または居住見込みで、通勤可能な人
その他、詳細な資格・要件等については総務課で配布する試験案内または市ホームページでご確認ください。

試験日	受験手続	試験内容	可否の通知	申し込み 問い合わせ
一次試験 1月12日（日）	能美市役所総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、12月2日（月）から12月18日（水）までに必要書類を添えて、総務課へ提出してください。（郵送の場合は簡易書留で12月18日までの消印のあるものが有効） ※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。	行政職（上級）、 土木技術職（上級）、 児童厚生員（中級） とも 教養試験、小論文、 適性検査	可否にかかわらず、受験者全員に郵送でお知らせします。	総務部 総務課 （☎ 58-2200）

※申込用紙は11月29日（金）から配布します。
※一次試験の場所・時間帯は、試験申込者にお知らせします。
※二次試験（個人面接）については、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。



能美市社会福祉協議会 職員募集

問／能美市社会福祉協議会（☎ 58-6200）

●能美市社会福祉協議会職員募集（追加募集）（令和2年4月1日採用）

募集職種	採用予定人員	業務内容	受験資格・その他
社会福祉士 （中級程度）	1人程度	本会が実施している各種事業の相談およびコーディネート業務	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれ、社会福祉士の資格を有する人、もしくは令和2年3月31日までに取得見込みの人で、能美市もしくはその周辺に居住、または居住見込みで、通勤可能な人。ただし、受験資格の欠格条項があります。

一次試験日 令和2年1月26日（日） ※二次試験日・内容は、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。
受験手続 能美市社会福祉協議会で交付する申込書に必要事項を記入し、12月2日（月）から令和2年1月10日（金）までに必要書類を添えて、同協議会（〒923-1121 寺井町8番地1 ふれあいプラザ2階）へ提出してください。
申込書は、同協議会ホームページからもダウンロードできます（郵送の場合は、簡易書留で当日必着）。

●能美市社会福祉協議会非常勤職員募集（雇用期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

募集職種	採用予定人員	業務内容	勤務時間・休日	受験資格・その他
施設業務員 （月給）	1人	老人福祉センターの受付・清掃	8時30分～17時15分までの間の7時間（週35時間）土・日曜日・祝日・年末年始休み。ただし、配属場所（市内）により異なります。	65歳未満で能美市または能美市周辺に居住する通勤可能な人
事務員 （月給）	1人	福祉団体の事務（会議や研修の企画・実施、連絡調整、資料作成、会計等）	8時30分～17時15分までの間の7時間（週35時間）土・日曜日・祝日・年末年始休み	65歳未満で能美市または能美市周辺に居住する通勤可能な人で簡単なパソコン操作（ワード・エクセル）のできる人

勤務場所 能美市社会福祉協議会（ただし、配属場所（市内）により異なります）。
申し込み方法 令和2年1月24日（金）までに（必着）市販の履歴書（JIS規格A3版）に必要事項を記入の上、能美市社会福祉協議会へ提出（郵送可）してください。
試験について 試験はいずれの職種も一次試験が書類選考で、二次試験は面接試験です（日程等は、申込者に直接連絡します）。



年末年始の休業案内

問／休業中の問い合わせ 市役所（☎ 58-1111）

開業 休業

施設	12月					1月					
	27日 （金）	28日 （土）	29日 （日）	30日 （月）	31日 （火）	1日 （水）	2日 （木）	3日 （金）	4日 （土）	5日 （日）	6日 （月）
市役所											
根上総合文化会館・根上学習センター											
防災センター											
寺井地区公民館	※1									※1	
辰口福祉会館			※2								
根上図書館											
寺井図書館											
辰口図書館											
博物館事務室											
市民協働まちづくりセンター「のみにこ」											
ふるさと交流研修センター「さらい」											
九谷焼資料館・陶芸館・美術館											
九谷焼担い手職人支援工房											
白寿会館											
亀齢荘											
保育園・児童館・子育て支援センター・コミュニティセンター		※3							※3	※4	
病児保育センター											
体育施設											
根上勤労青少年ホーム											
根上ふれあいプール											
歴史民俗資料館											
根上フラワーセンター											
こくぞう里山公園交流館											
市立病院（☎ 55-0560、休診中も救急患者を随時受け付け）		※5									
能美市健康福祉センター「サンテ」											

※1 閉館時間…17時15分、 ※2 温泉のみ営業 ※3 辰口・岩内・久常コミュニティセンターは休館
※4 寺井中央児童館のみ開館 ※5 午後休診
●里山の湯は年末年始は休まず営業します。年末は大変混雑が予想され、入館制限をする場合がありますので、ご了承ください。
●亀齢荘は浴そう修繕のため9日間お休みになります。

●能美市美化センター・リサイクルセンターの休場案内

開場 休場

施設	12月							1月									
	21日 （土）	22日 （日）	23日 （月）	24日 （火）	25日 （水）	26日 （木）	27日 （金）	28日 （土）	29日 （日）	30日 （月）	31日 （火）	1日 （水）	2日 （木）	3日 （金）	4日 （土）	5日 （日）	6日 （月）
能美市美化センター																	
根上くるくる工房																	
根上くるくる工房（資源回収）																	
ふれあいリサイクルセンター																	
辰口リサイクルセンター																	

能美市美化センターは上の表のとおり開場し、ごみの持ち込みを受け入れます。年末の大掃除などで出たごみは、「家庭ごみの分け方・出し方」に従ってしっかり分別し、ごみ搬入券をお持ちの上、持ち込んでください。
年末の慌ただしい中ですが、ごみの減量、リサイクルにご協力をお願いします。また、年末年始はごみの収集日が変則的になります。ごみ収集カレンダーをご確認ください。

●のみバス 年末年始の運休日

コミュニティバス「のみバス」は、1月1日（水）から3日（金）まで運休します。
4日（土）からは平常運行します。 問い合わせ 地域振興課（☎ 58-2212、☎ 58-2291）

